

国捜第149号
組対第351号
総第734号
務第684号
生総第518号
地第410号
刑総第844号
交企第683号
備総第680号
令和元年9月2日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

在留外国人等総合対策要綱の制定について（通達）

県警察では、これまで、国籍や民族の違いにかかわらず、全ての住民が安心して暮らせる安全な地域社会を実現するため、外国人集住地域等における各種施策を講じてきたところであるが、今後一層の増加が予想される在留外国人等の実態を踏まえ、外国人コミュニティに対する部門横断的な各種警察活動を的確に行い、在留外国人等に係る現在又は将来における安全を確保し、犯罪組織等の浸透を防止するため、この度、別添のとおり「岐阜県警察在留外国人等総合対策要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、「外国人集住地域総合対策推進要領」（平成23年2月1日付け組対第77号ほか）、「外国人集住地域総合対策推進要領の運用上の留意事項について」（平成23年2月1日付け組対第78号ほか）及び「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について」（平成31年4月16日付け国捜第80号ほか）は、廃止する。

別添

岐阜県警察在留外国人等総合対策要綱

第1 趣旨

この要綱は、在留外国人等の実態を踏まえ、外国人コミュニティを対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と連携し、各種警察活動を的確に行い、在留外国人等に係る犯罪被害防止、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図るための基本的事項及び推進体制を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 在留外国人等

日本に滞在及び居住する外国人

2 外国人コミュニティ

在留外国人等が多く集住する地域、在留外国人等が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人等が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。

第3 基本的事項

1 基本的心構え

在留外国人等総合対策は、外国人コミュニティに対する犯罪組織、テロリスト等の浸透の防止を図り、在留外国人等に係る現在又は将来における安全の確保を目的とし、重要な治安対策であることを認識すること。

2 管内実態に応じた対策

外国人コミュニティの実態は地域ごとに大きく異なることから、関係行政機関等と連携し、外国人コミュニティの状況、地域が抱える問題等の実態を把握した上で、必要かつ効果的な対策を推進すること。

3 部門横断的な対策

在留外国人等総合対策は、各部門が実施する警戒活動、防犯指導、交通安全教育、防災啓発活動等の各種施策、犯罪インフラをはじめとする各種犯罪の取締りや犯罪組織の実態解明等多岐にわたることから、各部門が緊密に連携して推進すること。

4 警察本部所属の支援

警察本部の所属は、組織の総合力を発揮した対策を推進するため、外国人コミュニティに関する情報の共有を図るとともに、各警察署が対策を推進する上で必要な支援を行うこと。

第4 体制の確立

1 在留外国人等総合対策委員会

(1) 設置及び構成

ア 岐阜県警察本部に、岐阜県警察在留外国人等総合対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、その編成は別表第1のとおりとする。

(2) 任務

委員会は、在留外国人等の情勢等を総合的に検討して、これに対応するための基本方針を定め、各種取組の効果的推進を図ることを任務とする。

(3) 運営

ア 委員長は、必要により委員会を招集するものとする。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

ウ 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

エ 委員会の庶務は、刑事部国際捜査課（以下「国際捜査課」という。）において行うものとする。

2 在留外国人等総合対策本部

(1) 設置及び構成

ア 委員会の下に、岐阜県警察在留外国人等総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

イ 対策本部は、対策本部長、対策官、副対策官及び対策員をもって構成し、その編成は別表第2のとおりとする。

(2) 任務

対策本部は、委員会を補佐するとともに、在留外国人等総合対策の推進に関し必要な事項について検討し、委員会に付議するものとする。

(3) 運営

ア 対策本部長は、必要により対策本部を招集するものとする。

イ 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策員以外の者に対し対策本部への出席を求めることができる。

ウ 対策本部の運営に関して必要な事項は、対策本部長が定める。

エ 対策本部の庶務は、国際捜査課において行うものとする。

3 在留外国人等総合対策室

(1) 設置及び構成

ア 対策本部の下に、岐阜県警察在留外国人等総合対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

イ 対策室は、室長、副室長及び推進担当者をもって構成し、その編成は別表第3のとおりとする。

(2) 任務

対策室は、在留外国人等総合対策に関する具体的な取組の推進に関し必要な調査及び検討を行い、その結果を対策本部に報告して収集した情報の一元化・共有化を図るとともに、必要に応じて関係機関等との総合的な連絡調整に当たるほか、警察署に対する指導・調整等を行う。

(3) 運営

ア 室長は、必要により対策室を招集するものとする。

イ 室長は、必要があると認めるときは、推進担当者以外の者に対し対策室への出席を求めることができる。

ウ 対策室の運営に関して必要な事項は、室長が定める。

エ 対策室の庶務は、国際捜査課において行うものとする。

第5 留意事項

在留外国人等総合対策の推進にあつては、国籍や民族の違いによる差別をしているなどと誤解を受けることがないように特段の注意を払わなければならない。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、在留外国人等総合対策の具体的推進要領は別に定める。

附 則（令和元年9月2日付け国捜等149号ほか）

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

別表第1

岐阜県警察在留外国人等総合対策委員会

委員 長	警 察 本 部 長
委 員	警 務 部 長
	総 務 室 長
	首 席 監 察 官
	生 活 安 全 部 長
	地 域 部 長
	刑 事 部 長
	組 織 犯 罪 対 策 統 括 官
	交 通 部 長
	警 備 部 長
	情 報 通 信 部 長

別表第2

岐阜県警察在留外国人等総合対策本部

対策本部長	刑 事 部 長	
対策官	組 織 犯 罪 対 策 統 括 官	
副対策官	総務室参事官 (総務課長)	
	警務部参事官 (警務課長)	
	生活安全部参事官	
	地域部参事官	
	刑事部参事官	
	交通部参事官	
対策員	広報県民課長	捜査第一課長
	会計課長	捜査第二課長
	装備施設課長	捜査第三課長
	情報管理課長	組織犯罪対策課長
	教養課長	国際捜査課長
	厚生課長	鑑識課長
	監察課長	交通企画課長
	留置管理課長	交通指導課長
	生活安全総務課長	交通規制課長
	少年課長	運転免許課長
	生活環境課長	警備総務課長
	サイバー犯罪対策課長	警備第一課長
	地域課長	警備第二課長
	通信指令課長	機動通信課長
	刑事総務課長	

別表第3

岐阜県警察在留外国人等総合対策室

室長	組織犯罪対策統括官	
副室長	総務課長 警務課長 生活安全総務課長 地域課長 刑事総務課長 組織犯罪対策課長 国際捜査課長 交通企画課長 警備総務課長	
推進担当者	総務課次席又は課長補佐 広報県民課次席又は課長補佐 会計課次席又は課長補佐 装備施設課次席又は課長補佐 情報管理課次席又は課長補佐 警務課次席又は課長補佐 教養課次席又は課長補佐 厚生課次席又は課長補佐 監察課次席又は課長補佐 留置管理課次席又は課長補佐 生活安全総務課次席又は課長補佐 少年課次席又は課長補佐 生活環境課次席又は課長補佐 サイバー犯罪対策課次席又は課長補佐 地域課次席又は課長補佐 通信指令課次席又は課長補佐	刑事総務課次席又は課長補佐 捜査第一課次席又は課長補佐 捜査第二課次席又は課長補佐 捜査第三課次席又は課長補佐 組織犯罪対策課次席又は課長補佐 国際捜査課次席又は課長補佐 鑑識課次席又は課長補佐 交通企画課次席又は課長補佐 交通指導課次席又は課長補佐 交通規制課次席又は課長補佐 運転免許課次席又は課長補佐 警備総務課次席又は課長補佐 警備第一課次席又は課長補佐 警備第二課次席又は課長補佐 機動通信指導専門官